

令和5年度 佐倉市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度佐倉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	72,800 件
(2) 年 間 総 配 水 量	17,238,600 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	47,100 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
改良工事	1,451,780 千円
浄水場施設改良工事	132,447 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	4,259,692 千円
第1項 営業収益	3,819,423 千円
第2項 営業外収益	440,259 千円
第3項 特別利益	10 千円

支 出	
第1款 水道事業費用	4,325,065 千円
第1項 営業費用	4,213,266 千円
第2項 営業外費用	86,799 千円
第3項 特別損失	5,000 千円
第4項 予 備 費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,058,653千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	54,722 千円
第1項 負 担 金	12,331 千円
第2項 国 県 支 出 金	42,381 千円
第3項 固 定 資 産 売 却 代 金	10 千円

支 出	
第1款 資本的支出	2,113,375 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,971,166 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	112,592 千円
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金	9,617 千円
第4項 予 備 費	20,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	石川地先水道管耐震化工事	171,930	令和5年度	103,158
				令和6年度	68,772
		上志津地先水道管耐震化工事 (1工区)	187,660	令和5年度	112,596
				令和6年度	75,064
		ユーカリが丘七丁目地先水道管耐震化工事	146,740	令和5年度	88,044
				令和6年度	58,696
		大崎台地先水道管耐震化工事	125,180	令和5年度	75,108
				令和6年度	50,072
		太田地先水道管耐震化工事	166,320	令和5年度	99,792
				令和6年度	66,528
		鏑木町地先水道管耐震化工事	103,840	令和5年度	62,304
				令和6年度	41,536
		木野子地先水道管耐震化工事	166,430	令和5年度	99,858
				令和6年度	66,572
		王子台地先水道管耐震化工事	130,130	令和5年度	78,078
				令和6年度	52,052
		志津浄水場計装制御盤等更新工事	212,094	令和5年度	127,200
				令和6年度	84,894

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
取水井非常用発電機賃借	令和5年度から令和6年度まで	5,225
水質検査等業務委託	令和5年度から令和6年度まで	14,960
次亜塩素酸ナトリウム購入	令和5年度から令和6年度まで	31,592
水道メーター取替業務委託	令和5年度から令和6年度まで	104,446

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の他の経費の金額に流用し、又はこれら以外の他の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 243,376千円

(2) 交際費 100千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、68,355千円と定める。

令和5年2月20日提出

佐倉市長

西田 三十五